

生活困窮者自立支援事業への財源措置等の拡充を求める意見書

生活困窮者自立支援制度が発足し、本市においても「市民生活応援窓口」が設置され、様々に困っている市民に対しての相談や支援を一元的に受けることができるようになった。

内閣府によると、平成28年の調査で15～39歳の「ひきこもり」は推計54万人超に達している。この「54万人」には40歳以上は含まれておらず、年齢が高い40歳以上の方が多いとする一部自治体のデータもみられる。調査では引きこもりの期間は「7年以上」が34.7%と最も多く、35歳以上が10.2%と前回調査（平成22年）から倍増し、長期化・高齢化の傾向が顕著になった。

ひきこもりが長期化・高齢化することで深刻なリスクも高まっており、大きな社会問題となっている。同居する親の死亡や高齢化などから、その後の経済的困窮などに直結することからも放置できない課題である。ひきこもりに対する自立支援に関わっては、40歳になると若者サポートセンターの相談や支援も受けられなくなり、生活困窮者自立支援制度が実施されたとはいえ、自治体や各種団体などが実施をするひきこもりや経済的困窮者への相談支援体制では、相談や支援などの対応が充分に取り組んでいる状況ではない。

自治体間での取り組みや支援員の体制にもばらつきがあり、大きな差となっており、困窮度合いが高い人ほど平日に相談窓口に来るのが困難で、土日や夜間など困窮者の状況に合わせて相談、支援できる体制の構築が必要である。

国において行なわれている社会保障審議会の専門部会でも、相談支援体制を強化するために配置基準の設定や国の財政措置を求める意見が出されており、国の財政支援は不可欠であり、相談支援体制の拡充強化と、それに伴う財政措置を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月30日

泉 大 津 市 議 会